



熊本県公報

第12822号
令和元年(2019年)
5月14日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 救急病院の名称変更…………… (医療政策課) 1
- 介護医療院の開設許可…………… (高齢者支援課) 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録喀痰吸引等事業者の登録…………… (") 1
- 喀痰吸引等業務に関する登録特定行為事業者の登録…………… (") 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 2

公 告

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の7第2項後段の規定による措置をとることができる応急入院指定病院の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (農村計画課) 3
- 県営土地改良事業の工事完了…………… (") 3
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項前段及び第33条第4項前段の規定により厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院の指定…………… (障がい者支援課) 3

登 載 依 頼

- 熊本県労働審議会を開催…………… (労働雇用創生課) 3
- 裁決手続開始決定…………… (収用委員会) 4
- 裁決手続開始決定…………… (") 4

告 示

熊本県告示第17号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定により救急病院として認定した病院の名称が次のとおり変更されたので、告示する。
令和元年(2019年)5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名称及び所在地	変更前	変更後	変更年月日
熊本大学病院 熊本市中央区本荘一丁目1番1号	熊本大学医学部附属病院	熊本大学病院	平成31年(2019年)4月1日

熊本県告示第18号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により介護医療院の開設を次のとおり許可したので、同法第114条の7の規定により公示する。
令和元年(2019年)5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(介護医療院)

施設の名称及び所在地	開設者の名称	許可年月日
西村病院介護医療院 上益城郡嘉島町大字北甘木字古屋敷2083番	医療法人社団栄康会	令和元年(2019年)5月1日

熊本県告示第19号

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の規定により登録喀痰吸引等事業者の登録を行ったので、同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。
令和元年(2019年)5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人黎明福祉会 宇城市三角町里浦2855番5	ユニット豊洋短期入所生活介護事業所 宇城市三角町里浦2855番5	431100382	平成31年(2019年)4月23日	短期入所生活介護

熊本県告示第20号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項の規定により登録特定行為事業者の登録を行ったので、同条第2項において準用する同法第48条の8の規定により次のとおり公示する。

令和元年（2019年）5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称及び住所	事業所の名称及び所在地	登録番号	登録年月日	サービスの種類
社会福祉法人黎明福祉会 宇城市三角町里浦2855番5	ユニット豊洋短期入所生活介護事業所 宇城市三角町里浦2855番5	431100382	平成31年(2019年)4月23日	短期入所生活介護

熊本県告示第21号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

令和元年（2019年）5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町三加字池ノ平1491番、1497番、1498番、1500番、1502番から1504番まで、1508番から1511番まで
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字池ノ平1491番・1497番・1508番・1509番（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第18号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定により、同条第2項後段の規定による措置をとることができる応急入院指定病院として次のとおり指定した。

令和元年（2019年）5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病院の所在地	指定年月日
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾1992番地	令和元年（2019年）5月1日から令和3年（2021年）7月31日まで

熊本県公告第19号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
令和元年（2019年）5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	志岐地区	平成22年（2010年）9月15日	平成31年（2019年）3月18日	熊本県

熊本県公告第20号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定に基づきこの旨を公告する。
令和元年（2019年）5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農用地の保全	大正池地区	平成28年（2016年）8月10日	平成31年（2019年）3月27日	熊本県

熊本県公告第21号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項前段及び第33条第4項前段の規定により、厚生労働省令で定める基準に適合する精神科病院として次のとおり認めた。
令和元年（2019年）5月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

病院の名称	病院の所在地	認めた年月日
荒尾こころの郷病院	荒尾市荒尾1992番地	令和元年（2019年）5月1日から令和3年（2021年）7月31日まで

登載依頼

熊本県労働審議会公告第1号

熊本県労働審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。
令和元年（2019年）5月14日

熊本県労働審議会

- 1 開催日時
令和元年（2019年）5月22日（水）
午前10時00分から正午まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県庁 本館9階 903会議室
- 3 議題
(1) ブライト企業の認定基準について
(2) くまもとブライツ企業賞について
(3) 熊本県労働・人材育成計画について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号
熊本県労働審議会事務局（熊本県商工観光労働部商工労働局労働雇用創生課）
（電話096-333-2339）

熊本県収用委員会公告第1号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和元年（2019年）5月14日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
熊本市
- 2 事業の種類
熊本都市計画道路事業3・5・45号上熊本弓削線（熊本県熊本市中央区薬園町、妙体寺町、西子飼町、東子飼町、子飼本町、坪井三丁目及び坪井四丁目地内）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
 - (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市中央区西子飼町地内

地番	地目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
10番10	宅地	宅地	16.52	不明	33.90
10番11	宅地	宅地	41.32	不明	

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所
土地登記名義人（亡）永田 繁行の法定相続人
永田 早苗（持分2分の1）
熊本県熊本市中央区西子飼町10番9号
永田 結子（持分2分の1）
熊本県熊本市中央区西子飼町10番9号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
 - (1) 土地の所在：熊本県熊本市中央区西子飼町10番10
九州電力株式会社
代表取締役社長執行役員 池辺 和弘
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
土地使用借権
 - (2) 土地の所在：熊本県熊本市中央区西子飼町10番11
西日本電信電話株式会社
代表取締役社長 小林 充佳
大阪府大阪市中央区馬場町3番15号
土地使用借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成31年（2019年）4月25日

熊本県収用委員会公告第2号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり裁決手続の開始を決定した。

令和元年（2019年）5月14日

熊本県収用委員会会長 齊 藤 修

- 1 起業者の名称
熊本市
- 2 事業の種類
熊本都市計画道路事業3・5・45号上熊本弓削線（熊本県熊本市中央区薬園町、妙体寺町、西子飼町、東子飼町、子飼本町、坪井三丁目及び坪井四丁目地内）
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等
 - (1) 収用の裁決手続の開始を決定する土地
土地の所在 熊本県熊本市中央区西子飼町地内

地番	地目		全体の面積（㎡）		収用しようとする土地の面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
10番60	宅地	宅地	33.68	33.68	最大33.68
10番61	宅地	宅地	21.26	21.26	最大21.26

- (2) 使用の裁決手続の開始を決定する土地
なし
- 4 土地所有者の氏名及び住所
不明
ただし、土地の一部又は全部について
土地登記名義人 熊本市
代表者 熊本市長 大西 一史
又は

- (亡) 永田 繁行の法定相続人
永田 早苗 (持分2分の1)
熊本県熊本市中央区西子飼町10番9号
永田 結子 (持分2分の1)
熊本県熊本市中央区西子飼町10番9号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類
- (1) 土地の所在：熊本県熊本市中央区西子飼町10番60
- ア 九州電力株式会社
代表取締役 社長執行役員 池辺 和弘
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号
土地使用借権
- イ 熊本市
代表者 熊本市長 大西 一史
熊本県熊本市中央区手取本町1番1号
土地使用借権
- (2) 土地の所在：熊本県熊本市中央区西子飼町10番61
- ア 熊本市
代表者 熊本市長 大西 一史
熊本県熊本市中央区手取本町1番1号
土地使用借権
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成31年(2019年)4月25日